

登録販売者試験に合格したら・・・

販売従事登録申請を行う方へ

登録販売者として一般用医薬品の販売に従事する場合には、従事する薬局又は医薬品販売業の所在地の都道府県知事へ、販売従事登録申請することが必要です。販売従事登録申請を行い、名簿に登載されると、「登録販売者」となります（販売従事登録証が交付されます）。

《注意事項》

- ① 登録販売者としての勤務箇所が決まっていない場合は販売従事登録申請ができません。勤務箇所が決まった時点で申請を行い、登録を受けてください。
- ② 勤務箇所が決まっておらず、販売従事登録申請ができない場合であっても、登録販売者試験の合格の効力に期限はありませんので、合格通知書は大事に保管してください。
- ③ 複数の都道府県での販売従事登録はできません。最初に販売従事登録を行った都道府県以外であっても、登録販売者として従事できます。

販売従事登録申請について

1 申請窓口

県内の保健所及び支所（裏面参照）

※申請する保健所は、勤務する薬局又は医薬品販売業を管轄する保健所になります。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/healthcenter/index.html>

2 申請手数料

8,000円（茨城県収入証紙）

3 必要書類

(1) 販売従事登録申請書（2部提出）

(2) 登録販売者試験に合格したことを証する書類（登録販売者試験合格通知書原本）

(3) 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書

※発行日から概ね6ヵ月以内のものであること。

※登録販売者試験申請時から氏名及び本籍に変更がない場合には、戸籍謄本等に代えて、本籍の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することも可能です。

(4) 医師の診断書 ※申請者が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合 に添付

①精神機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかが記載されていること。

②診断書は、申請日から概ね3ヵ月以内のものであること。

※診断書の発行に係る費用は、医療機関にお問い合わせください。

(5) 申請者が薬局開設者又は医薬品販売業者でないときは、雇用契約書の写し又はその使用関係を示す書類

※業務内容として「一般用医薬品の販売」等が記載されていることが必要です。

(1)(4)(5)の様式は、保健所で配布している他、薬務課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/shigoto/kyoka-ninka/yakuji/index.html>

4 販売従事登録証の交付

販売従事登録申請をした保健所から、後日、交付されます。郵送等はいりません。

5 お問い合わせ先

薬務課もしくは県内の保健所

※申請に係るご質問は、直接提出先の保健所及び支所にご確認下さい。

問い合わせ先	所在地	電話番号
茨城県保健医療部医療局薬務課	水戸市笠原町 978-6	029-301-3393
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	029-243-9437
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5645
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157
日立保健所	日立市助川町 2-6-15	0294-22-4190
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2116
潮来保健所 鉾田支所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2163
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5364
つくば保健所	つくば市松代 4-27	029-851-9295
筑西保健所	筑西市二木成 615	0296-24-3913
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3023
水戸市保健所	水戸市笠原町 993-13	029-243-7329